

守谷市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条に基づく墓地、納骨堂及び火葬場（以下「墓地等」という。）の経営等の許可事務について、守谷市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年守谷市条例第1号。以下「条例」という。）及び守谷市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成12年守谷町規則第37号。以下「規則」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示における用語の意義は、墓地、埋葬等に関する法律に準じ、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 隣接土地所有者 墓地等計画地に隣接する土地の所有者及び管理者をいう。
- (2) 周辺住民 墓地等計画地を中心に半径300メートル以内に居住する住民（集合住宅に居住する者を含む。）をいう。
- (3) 地元自治会・町内会 墓地等計画地所在の自治会・町内会及び隣接自治会・町内会の代表者をいう。
- (4) 宗教法人等墓地等経営者 市内で墓地等を経営している宗教法人及び公益法人の代表者をいう。

(基本方針)

第3条 墓地等の経営許可は、次の各号を基本として行うものとする。

- (1) 墓地等の経営は、永続性及び非営利性が確保されなければならない。
- (2) 墓地等の経営主体は地方公共団体とする。ただし、第8条第1項に規定する経営主体がやむを得ない事情により経営する場合はこの限りでない。
- (3) 前号ただし書に該当する場合であっても、市が必要性を認めた範囲内で許可するものとする。

(事前協議の実施)

第4条 墓地等の経営許可申請又は変更許可申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請前に市の担当課と事前協議を行い、計画概要、隣接土地所有者、周辺住民及び地元自治会・町内会への説明方法、宗教法人等墓地経営者への周知、市の土地利用計画との整合等について指導を受けるものとする。

- 2 前項の指導にあたっては、墓地経営・管理の指針等について（平成12年12月6日付け生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知）に準じて行うものとする。

(周辺住民等への説明と同意)

第5条 申請者は前条の事前協議後、周辺住民及び隣接土地所有者に計画内容を説明し、同意形成に努めなければならない。

2 申請者は、前条の事前協議後、周辺住民、隣接土地所有者、地元自治会・町内会及び宗教法人等墓地等経営者を対象とした地元説明会を2回以上開催し、出席者の意見を聴取するものとする。ただし、少なくとも1回は休日（守谷市の休日を定める条例（平成元年守谷町条例第35号）第1条第1項第1号及び第2号に規定する休日をいう。）に開催しなければならない。

3 地元説明会の開催日時及び場所は地元自治会・町内会と調整し、前項に掲げる対象者に10日前までに通知しなければならない。

4 申請者は、第2項に掲げる対象者（周辺住民にあっては、その世帯主）の書面による同意を得るよう努めるものとし、同意形成に努めた証拠書類として同意書又は同意が得られない場合は説明会記録等を申請書類に添付しなければならない。

（申請書類の受付）

第6条 墓地等の経営許可申請、変更許可申請及び廃止許可申請に係る申請書類は、条例、規則及び本要領に定める添付書類がすべて揃った上で受け付けるものとする。

（墓地の種別）

第7条 墓地の種別は、次のとおりとする。

- （1）霊園墓地 信者・宗派を問わない墓地使用者を対象とする墓地
- （2）寺院墓地 宗教法人が自己の信者に使用させる目的で経営する墓地
- （3）共同墓地 自治会等地域共同体が構成員のみに使用させる目的で経営する墓地
- （4）個人墓地 墓地使用者自らが経営する墓地

（墓地の経営等の許可基準）

第8条 第3条第2号ただし書による経営主体は次の者に限る。

- （1）条例第6条第2号に規定する公益法人
- （2）条例第6条第3号に規定する宗教法人
- （3）共同墓地における地域共同体
- （4）個人墓地における墓地使用者

2 墓地の経営許可は、墓地の種別及び経営主体ごとに、それぞれ次のすべての要件及び次条に規定する面積等の要件を満たす場合に限り与えるものとする。

- （1）宗教法人が寺院墓地を経営する場合
 - ア 当該墓地が当該宗教法人の宗教活動上必要であること。
 - イ 市内に設立されてから5年以上の活動実績を有すること。
- （2）宗教法人が霊園墓地を経営する場合
 - ア 市内に墓地需要を充足することのできる既存墓地がなく、必要性が十

分に存在すると市が判断すること。

イ 宗教法人の規則に公益事業として墓地経営が規定されていること。

ウ 申請に係る土地が自己所有であること。

エ 財政的基礎及び組織体制を備えていること。

オ 確実な資金計画に基づく造成計画及び管理運営計画が策定されていること。

カ 市内に設立されてから5年以上の活動実績を有すること。

(3) 公益法人が墓地を経営する場合

ア 市内及び周辺に墓地需要を充足することのできる既存墓地がなく、必要性が十分に存在すると市が判断すること。

イ 墓地経営を目的として設立された公益法人であること。

ウ 申請に係る土地が自己所有であること。

エ 財政的基礎及び組織体制を備えていること。

オ 確実な資金計画に基づく造成計画及び管理運営計画が策定されていること。

カ 市内に設立されてから5年以上の活動実績を有すること。

(4) 共同墓地・個人墓地を経営する場合

ア 新規経営でないこと。

イ 災害又は公共事業により移転が必要で、既存墓地を求められない場合等、特別な事情があること。

3 墓地の拡張に係る区域変更の許可は前項の規定を準用する。

4 墓地の縮小又は廃止の許可は改葬が完了していることを条件とする。ただし、墓地等の経営を許可された者が承継する場合はこの限りでない。

(墓地の面積等)

第9条 墓地の面積は次のとおりとし、上限は16.5平方メートルに墳墓の数を乗じて得た面積とする。

(1) 寺院墓地 使用希望者の墳墓設置に必要な面積

(2) 宗教法人が経営する霊園墓地 当市住民の現在の墓地需要を満たす面積を超えない面積

(3) 公益法人が経営する墓地 おおむね5年以内の墓地需要を満たす面積を超えない面積

(4) 共同墓地 構成員の使用希望に必要な面積

(5) 個人墓地 使用者の墳墓設置に必要な面積

2 1墳墓当たりの面積は3平方メートル以上12平方メートル以下とする。

ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

3 墓地面積に対する墳墓設置面積の上限は次の区分ごとの割合を乗じて得た面積を合算した面積とする。

墓地面積	割合
5,000m ² 以下の面積の部分	4分の3
5,000m ² を超え10,000m ² 以下の面積の部分	2分の1
10,000m ² を超え100,000m ² 以下の面積の部分	3分の1
100,000m ² を超える面積の部分	4分の1

(許可に当たっての留意事項)

第10条 墓地の経営許可事務の処理に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 宗教法人の寺院墓地経営許可

ア 墓地が当該宗教法人の信者のみを対象としているか、その経営実態を審査する。

イ 墓地面積は、墓地使用希望者名簿と信者名簿を照合して判断する。

(2) 宗教法人の霊園墓地経営許可

ア 宗教法人の規則に公益事業として墓地経営が定められていることを確認する。

イ 申請土地の登記簿謄本で自己所有を確認する。

ウ 墓地の必要性や面積は申請資料を参考に市長の需要動向調査に基づき判断する。

エ 財務状況(財産目録、貸借対照表等)を確認する。

オ 造成計画や管理運営計画、収支予算書の妥当性を確認する。

(3) 公益法人の墓地経営許可

ア 設立許可指令書又は登記の履歴事項全部証明書で設立の正当性を確認する。

イ 定款により墓地経営が規定されていることを確認する。

ウ 申請土地の登記簿謄本で自己所有を確認する。

エ 墓地の必要性や面積は申請資料を参考に市長の需要動向調査に基づき判断する。

オ 財務状況(財産目録、貸借対照表等)を確認する。

カ 造成計画や管理運営計画、収支予算書の妥当性を確認する。

(納骨堂の許可基準等)

第11条 納骨堂は、次に定める基準に適合するものでなければならず、納骨堂の経営の許可に当たっての留意事項は前条の例によるものとする。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号に規定する耐火構造とし、納骨壇及び棚等で骨つぼを納めることができるもの(以下「納骨装置」という。)は同条第9号に規定する不燃材料を用いること。

(2) 床は、コンクリート、石等の堅固な材料を用いること。

(3) 防湿装置を設けること。

(4) 納骨堂の敷地内には、管理事務所、駐車場、便所、給水設備及びごみ集

積設備を設けること。ただし、これらの施設の全部又は一部について、当該納骨堂を経営しようとする者が、当該納骨堂の近接の場所に納骨堂の利用者が使用できる施設を所有する場合にあっては、この限りでない。

(火葬場の許可基準等)

第12条 火葬場は、次に定める基準に適合するものでなければならず、火葬場の経営の許可に当たっての留意事項は第10条の例によるものとする。

- (1) 火葬場の敷地の境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。
- (2) 火葬場の出入口には、施錠のできる門扉を設けること。
- (3) 火葬炉には、防臭、粉じん、防音及び大気への汚染防止について、十分な機能を有する排ガス再燃焼装置等を設けること。
- (4) 火葬場の敷地内には、次に掲げる施設を設けること。
 - ア 管理施設、待合室、駐車場、便所、給水設備及びごみ集積設備
 - イ 収骨容器等を保管する施設
 - ウ 灰庫

- (5) 火葬炉が存する建物及び収骨容器等を保管する施設を施錠できること。

(許可条件)

第13条 市長は、墓地等の経営の許可、変更の許可及び廃止の許可に必要な応じて条件を付すことができる。

(許可指令書等の交付)

第14条 市長は、墓地等の経営の許可時に経営許可指令書(様式第1号)又は変更許可指令書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、墓地等の廃止許可時は廃止許可指令書(様式第3号)を当該廃止許可の申請を行った者に交付するものとする。

3 市長は、墓地等の経営許可をしないときは、経営不許可決定通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(変更の届出)

第15条 墓地等の経営の許可を受けた者(以下「経営者」という。)は、次の変更があったときは許可事項変更届(様式第5号)を提出するものとする。

- (1) 経営者の氏名又は住所(法人等は名称又は所在地)
- (2) 法人等代表者の氏名
- (3) 墓地等の名称

2 経営者は、許可事項変更届の提出の際、変更内容を示す書類(登記簿謄本等)を添付しなければならない。

(必要書類等)

第16条 規則第3条第2項第10号に定めるその他市長が必要と認める書類の例示は次のとおりとする。

- (1) 計画内容説明書

- (2) 信者名簿、墓地使用希望者名簿等
- (3) 需要状況説明書
- (4) 共同墓地組合規約等
- (5) 土地所有者承諾書
- (6) 資金計画書、経費見積書、収支予算書
- (7) 管理運営計画書
- (8) 他法令許認可証の写し
- (9) 隣接地権者の同意書及び説明会議事録

2 変更申請時は前項に規定する書類のほか変更内容を示す書類等を添付しなければならない。

3 墓地、納骨堂を縮小又は廃止するときは、改葬完了証明書等を添付しなければならない。

4 変更又は廃止の申請をするときは、経営許可指令書の写しを添付しなければならない。

(みなし許可に係る届出書の添付例示)

第17条 規則第6条第2号に定めるその他市長が必要と認める書類の例示は次のとおりとする。

- (1) 墓地、納骨堂又は火葬場の位置を示した図面
- (2) 墓地にあっては造園計画図、納骨堂及び火葬場にあっては構造説明書並びに平面図及び側面図
- (3) 共同墓地にあっては管理組合規約等
(条例第3条ただし書の適用要件)

第18条 条例第3条ただし書に規定する土地その他周囲の状況から支障がないと認めるときとは次の要件を満たすときとする。

- (1) 墓地等の設置予定地域における需要状況から、当該墓地等が設置されなければ住民の需要を賄えない事情があり、設置する墓地等の必要性が高いと認められ、かつ、当該墓地等の設置によって市民の利益が著しく増大すると判断される場合。
- (2) 条例第3条第1号の基準が緩和されることによって生じる支障を除却し、又は緩和する措置が講じられ、その他の周囲の状況から支障がないと認められる場合

2 条例第3条ただし書の適用にあたり、次の意見書は市長が、同意書は申請者がそれぞれ取得するものとする。

- (1) 国道、県道等主要道路、鉄道、軌道、河川、学校の管理責任者の意見書
- (2) 病院の開設者、人家の所有者及び使用者の同意書
(距離の測定)

第19条 条例第3条第1号に規定する学校、病院又は人家と墓地又は火葬場との距離は、学校、病院又は人家の敷地（建物、駐車場、庭その他の工作物

の存する区域であって、その施設又は人家の利用に現に供されている範囲をいう。) から次の各号に規定する区域又は施設までの最短距離とするものとする。

- (1) 墓地にあつては、当該墓地の区域
- (2) 火葬場にあつては、火葬炉が設置される施設

附 則 (令和8年3月25日告示第26号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第14条関係）

経営許可指令書

指令第 年 月 日 号

様

守谷市長

印

年 月 日付けで当初申請があった（墓地・納骨堂・火葬場）の経営については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の規定により、次のとおり許可する。

1 名称

2 所在地 守谷市 番地

3 面積 m²

4 条件

様式第2号（第14条関係）

変更許可指令書

指令第 年 月 日 号

様

守谷市長

印

年 月 日付けで申請があった（墓地・納骨堂・火葬場）の変更については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第2項の規定により、次のとおり許可する。

1 名称

2 所在地 守谷市 番地

3 面積 変更前（ m²）・変更後（ m²）

4 条件

様式第3号（第14条関係）

廃止許可指令書

指令第 年 月 日 号

様

守谷市長

印

年 月 日付けで申請があった（墓地・納骨堂・火葬場）の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第2項の規定により、次のとおり許可する。

1 名称

2 所在地 守谷市 番地

3 面積 m²

4 条件

様式第4号（第14条関係）

墓地等経営（変更・廃止）不許可決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

守谷市長

印

年 月 日付けで当初申請のあった墓地等の経営（変更・廃止）については、次のとおり許可しないことと決定したので通知します。

1 墓地等の名称

2 墓地等の所在地

3 不許可の理由

4 教示

- (1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、守谷市に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、守谷市を被告として(訴訟において守谷市を代表する者は、守谷市長となります。)提起することができます。ただし、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、上記1の審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、上記1の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第5号（第15条関係）

許可事項変更届

年 月 日

守谷市長 様

住 所
氏 名 印
電話番号
(法人等にあつては、名称、代表者
の氏名及び事務所の所在地)

（墓地・納骨堂・火葬場）の経営許可事項を下記のとおり変更したので届け出します。

記

1 名 称

2 所在地 守谷市 番地

3 変更事項 変更前：
変更後：

4 変更事由

5 変更年月日 年 月 日